

## 練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準

昭和 61 年 4 月 1 日

練総経発第 394 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、練馬区が発注する請負、売買、賃借その他の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4、第 167 条の 5 第 1 項および第 167 条の 11 の規定に基づき区長が別に定めた競争入札参加の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第 2 条 区長は、有資格者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止は、事実の認定後、直ちに行うものとする。

3 区長が、指名停止を行ったときは、契約担当者（練馬区契約事務規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 6 号）第 2 条第 2 号に定めるものをいう。以下同じ。）は、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 契約担当者は、一般競争入札を行うに当たり指名停止の期間（以下「指名停止期間」という。）中の有資格者の入札参加を認めてはならない。当該指名停止に係る有資格者の入札参加を現に認めているときは、これを取り消すものとする。

5 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

6 指名停止期間中の有資格者は、区と第三者が締結する契約を下請し、または受託してはならない。

(下請負人等および共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 区長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人または再委託先があるこ

とが明らかになったときは、下請負人または再委託先について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 区長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員について、当該共同企業体に係る指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が1の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもってそれぞれの指名停止の期間の短期および長期とする。

- 2 有資格者の指名停止期間を加算または短縮できる場合は、つぎのとおりとする。

(1) 指名停止期間を加算できる場合

ア 指名停止期間中または当該期間終了後1年を経過するまでの間に別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合

イ 練馬区契約審査委員会（以下「委員会」という。）において特に必要があると認める場合

(2) 指名停止期間を短縮できる場合

委員会において、指名停止に係る事由に関し、情状酌量すべき特別の事情があると認める場合

- 3 区長は、指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に掲げる措置要件ごとの期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

- 4 区長は、指名停止期間中の有資格者について、当該指名停止に係る措置要件に該当することとなった事実または行為について、何ら責を負うことのないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 区長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為によりつぎの各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止期間を加算するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合または契約担当者が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表の措置要件 2 (1)から(3)までまたは(5)に該当したとき。
- (2) 別表の措置要件 2 (1)または(2)に該当する有資格者（その役員または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令もしくは審決または競売等妨害もしくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反または競売等妨害もしくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表の措置要件 2 (1)または(2)に該当する有資格者について、独占禁止法 7 条の 3 第 1 項から第 3 項まで（独占禁止法第 7 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく区長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、またはあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表の措置要件 2 (1)または(2)に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 区または他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する行為をいう。以下同じ。）または談合（同条第 2 項に規定する目的で行われた談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表の措置要件 2 (2)または(3)に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

2 区長は、第 2 条第 1 項の規定により情状に応じて別表に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が独占禁止法違反等の不正行為により同表の措置要件 2 (1)または(2)に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が

適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がない場合の期間の2分の1の期間とする。

(指名停止に係る通知等)

第6条 区長は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第4条第3項の規定により指名停止期間を変更し、または同条第4項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、区長は、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた者は、総務部経理用地課長（以下「経理用地課長」という。）に説明を求めることができる。

3 前項の説明を求められたときには、経理用地課長はこれに応じなければならない。

(苦情の申立て)

第7条 前条第3項の規定による説明に苦情のある者は、区長に対して苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立て（以下「苦情申立て」という。）は、指名停止および注意を行った日の翌日から起算して10日以内（練馬区の休日を定める条例（平成元年3月練馬区条例第1号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く。）に苦情申立書（第1号様式）で行わなければならない。

3 区長は、苦情申立てがあったときは、速やかに回答するものとする。

4 前項の規定による回答は、回答書（第2号様式）により行うものとする。

5 区長は、第3項の規定による回答をする場合は、次条第1項に規定する再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情の申立て)

第8条 前条第3項の規定による回答に不服がある者は、区長に対して再度、苦情の申立て（以下「再苦情申立て」という。）をすることができる。

2 再苦情申立ては、前条第3項の規定による回答の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に再苦情申立書（第3号様式）により行わなければならない。

3 区長は、再苦情申立てがあつたときは、前条第4項の回答書、前項の再苦情申立書および関係書類を練馬区入札監視委員会に提出し、審議を依頼するものとする。

4 区長は、再苦情申立てを行った者に対し、練馬区入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、回答書(第4号様式)により行うものとする。

5 区長は、前項の規定による回答をする場合は、つぎに掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てに係る内容を認めなかった場合には、その旨およびその理由

(2) 再苦情申立てに係る内容を認めた場合には、その旨およびこれに伴い区長が講じようとする措置の概要

(警告)

第9条 区長は、別表に掲げる措置要件に該当する事由が軽微なものであるときは、指名停止に代えて、書面または口頭で警告を発することができる。

(指名停止等の公表)

第10条 第2条第1項の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、措置理由および指名停止期間を公表するものとする。

2 第4条第3項の規定により指名停止期間を変更したときは、その旨に理由を付して公表するものとする。

3 第4条第4項の規定により指名停止を解除したときは、その旨に理由を付して公表し、第1項の規定による公表を取り下げる。

(報告義務)

第11条 この基準により指名停止を行ったときは、指名停止後の直近の練馬区入札監視委員会に報告するものとする。

(委任)

第12条 この基準の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

1 この基準は、昭和61年4月1日以降の契約分から施行する。

2 練馬区指名業者取扱基準（昭和 58 年 2 月 26 日練総経発第 237 号。以下「旧基準」という。）は廃止する。ただし、旧基準を適用して契約したものの取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成 6 年 8 月 15 日練総経発第 103 号）

この基準は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 29 日練総経発第 385 号）

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 334 号）

この基準は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 2 月 4 日 26 練総経第 1012 号）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 5 月 26 日 7 練総経第 361 号）

この基準は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 措置要件                                                                              | 期間              |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 贈賄                                                                              |                 |
| (1) つぎのア、イまたはウに掲げる者が、練馬区の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴されたとき。                    | 逮捕または起訴を知った日から  |
| ア 有資格者である個人または有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）         | 12 か月以上 36 か月以内 |
| イ 有資格者の役員またはその支店もしくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） | 9 か月以上 24 か月以内  |
| ウ 有資格者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）                                              | 6 か月以上 18 か月以内  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) つぎのア、イまたはウに掲げる者が、練馬区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>逮捕または起訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> <p>5 か月以上 12 か月以内</p> <p>2 か月以上 9 か月以内</p>                                                                                                                                                |
| <p>2 契約に関する違法行為</p> <p>(1) 独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p> <p>ア 練馬区発注の契約に関するもの</p> <p>イ 練馬区発注の契約を除くもの</p> <p>(2) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員もしくは使用人が、競争入札妨害または談合で刑法または独占禁止法に違反した容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>ア 練馬区発注の契約に関するもの</p> <p>イ 練馬区発注の契約を除くもの</p> <p>(3) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反（契約に関するものに限る。）し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 練馬区発注の契約に関するもの</p> <p>イ 練馬区発注の契約を除くもの</p> <p>(4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反し国土交通大臣または都道府県知事から営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ア 練馬区発注の契約に関するもの</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> <p>2 か月以上 18 か月以内</p> <p>逮捕または起訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> <p>2 か月以上 18 か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> <p>1 か月以上 12 か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6 か月以上 24 か月以内</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>イ 練馬区発注の契約を除くもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され、または拘禁刑以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適切と認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>1 か月以上 12 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>                                                                                                                                                  |
| <p>3 契約履行成績不良等</p> <p>(1) 練馬区発注の契約の履行に係る現場管理の措置が不適切であるとして、再三指摘されても改善しないとき。</p> <p>(2) 練馬区発注の契約の履行の完了を正当な理由なく相当日数遅延させたとき。</p> <p>(3) 練馬区発注の工事および設計等委託契約について、練馬区土木工事成績評定要綱（平成 16 年 3 月 11 日練土維発第 304 号）および練馬区建築工事成績評定要綱（平成 22 年 12 月 7 日 22 練総施第 386 号）の規定に基づき実施する工事成績評定ならびに練馬区設計等委託成績評定要綱（平成 27 年 2 月 17 日 26 練総経第 1007 号）の規定に基づき実施する設計等委託成績評定において不良として指摘されたとき。</p> <p>(4) 練馬区発注の工事および設計等委託契約の竣工検査後、当該工事および設計等の不完全な履行が原因で損傷等が生じたとき。</p> <p>(5) 練馬区発注の工事および設計等委託契約の施工に当たり、下請業者に賃金の不払を発生させた場合において、円滑な事故処理を怠る等元請業者としての下請け施工の管理が著しく不適切なとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 か月以上 12 か月以内（3 年以内に成績不良を繰り返した場合は最大 24 か月まで措置する。）</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 契約履行上の事故                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                         |
| <p>(1) 練馬区発注の契約履行上の事故</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、または広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的および経済的に損害が大きいとき。</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、または事故周辺の公衆が被害を受けたとき。</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者または多数の負傷者を出したとき。</p> <p>(2) 練馬区発注の契約以外の契約履行上の事故</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的および経済的に損失が著しく大きいとき。</p> <p>イ 事故を発生させ、従業員その他の関係者に死者または多数の負傷者を出したとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>3 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> |
| <p>5 契約違反</p> <p>練馬区発注の契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>                                                                                                        |
| <p>6 営業不振</p> <p>発行した手形等が不渡りになるなど、営業不振に陥ったと認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>当該認定をした日から営業が再建されたと認められるときまで</p>                                                                                                     |
| <p>7 虚偽記載および虚偽申請</p> <p>(1) 練馬区発注に係る一般競争入札または指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載（電子入札による虚偽の</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>                                                                                                         |

|                                                                                                                              |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>入力を含む。)をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                    |                                                                  |
| <p>(2) 練馬区に入札参加資格申請を行う場合において、申請に虚偽の入力または添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                            | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>                                 |
| <p>(3) 練馬区に支店、支社または営業所を有し、区内事業者の取扱いを受けるための申出書に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                           | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>                                 |
| <p>8 不誠実な行為</p> <p>(1) 落札後、正当な理由なく契約を締結しないとき。</p> <p>(2) 練馬区発注の契約に係る一般競争入札または指名競争入札において、参加確認もしくは指名を受けながら、無断で不参加を繰り返したとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 24 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p> |
| <p>9 その他不正な行為</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、違法行為等を行うことにより社会的な信用を著しく失墜したと認められるとき。</p>                                             | <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>                                 |